2　裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
3　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
4　裁判所書記官は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならない。
（簡易確定決定）
第四十四条　裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、第三十六条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。
2　裁判所は、簡易確定決定をする場合には、当事者双方を審尋しなければならない。
3　簡易確定決定は、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成してしなければならない。
4　届出債権の支払を命ずる簡易確定決定（第五十五条及び第八十三条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。）については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。
5　第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。
（証拠調べの制限）
第四十五条　簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。
2　文書の提出又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。
3　前二項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。
（異議の申立て等）
第四十六条　当事者は、簡易確定決定に対し、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。
2　届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。
3　裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
4　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
5　適法な異議の申立てがあったときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。
6　適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。
7　民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。
（認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等）
第四十七条　適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定する。
2　前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

第五目　費用の負担

（個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担）
第四十八条　簡易確定手続の費用（債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料（次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する。）を除く。以下この条において同じ。）は、各自が負担する。
2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、事情により、同項の規定によれば当事者がそれぞれ負担すべき費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。
3　裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、簡易確定手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。
4　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
5　民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。
（個別費用の負担）
第四十九条　裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件が終了した場合（第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した場合）において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。
2　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3　民事訴訟法第一編第四章第一節（第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項及び第七十三条を除く。）の規定は、個別費用の負担について準用する。

第六目　補則

（民事訴訟法の準用）
第五十条　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十七条、第二編第一章（第百三十三条、第百三十四条、第百三十七条第二項及び第三項、第百三十八条第一項、第百三十九条、第百四十条並びに第百四十三条から第百四十六条までを除く。）、第三章（第百五十六条の二、第百五十七条の二、第百五十八条、第百五十九条第三項、第百六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十八条第二項から第四項まで並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三条まで及び第二百六十六条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。
（送達の特例）
第五十一条　前条において準用する民事訴訟法第百四条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。
一　共通義務確認訴訟において民事訴訟法第百四条第一項前段の規定による届出があった場合　当該届出に係る場所
二　共通義務確認訴訟において民事訴訟法第百四条第一項前段の規定による届出がなかった場合　当該共通義務確認訴訟における同条第三項に規定する場所

第二款　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（訴え提起の擬制等）
第五十二条　簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体（当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者）を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。
2　前項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に専属する。